

UFJ 信託銀行の知的財産権信託への取組みについて



UFJ 信託銀行 総合企画部知的財産信託室 下別府 則竹

目次

信託業法改正

信託とは

関係者との連携について

商品概要について

最後に

.....

信託業法改正

信託業法が 82 年ぶりに改正されましたが、今回の改正は、信託銀行にとって千載一遇のチャンスであり、様々なビジネスが今後生まれてくるものと思われます。UFJ 信託銀行では、かねてから信託業法改正を睨み様々な新しいビジネス展開を検討してきました。その中の 1 つが本稿の知的財産権信託（以下、知財信託という）です。

今回の信託業法改正のポイントは大きく分けると 3 つあります。1 点目は受託可能財産の拡大です。従来、信託財産は①金銭②有価証券③金銭債権④動産⑤土地およびその定着物⑥地上権および土地の賃借権の 6 つに限定されていましたが、法改正でこうした限定はなくなり、知的財産権含む財産権一般の受託が可能となったことであります。

2 点目は信託業の担い手の拡大です。従来は担い手が“信託業務の兼営認可を受けている金融機関”に事実上限定されていましたが、今回の改正で金融機関以外の一般企業も信託業を行うことが可能になった点であります。

3 点目は信託サービスの利用者の窓口拡大です。信託契約代理店・信託受益権販売業者という 2 つの新しい制度が設けられ、これまで銀行や信用金庫等の金融機関に限定されていた代理店・販売業者が、証券会社や生損保会社、一般企業も可能になった点です。

以上の信託業法改正の中で、特に“受託可能財産の拡大”に焦点を当て開発した新商品が「知財信託」です。

信託とは

信託といった場合一般的には馴染みが薄いものです

が、歴史は古く、信託の概念を明確にし、あわせて信託制度の健全な発展を図ることを目的として、大正 11 年に信託法⁽¹⁾と信託業法⁽²⁾が制定され、翌 12 年に施行されました。これより以前からも信託会社は数多く設立され運営はされていましたが、この 2 つの法律が制定されたことにより、わが国の信託制度は明確に確立され、その後本格的に発展することとなりました。

(1) 信託法は、信託についての最も基本的な法律で、信託の定義や委託者、受託者、受益者の権利や義務などについて定めています。

(2) 信託業法とは、信託業を営む者等に関して必要なことを定め、信託の委託者および受益者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とした法律です。

わが国においては、信託法という法律によって、信託とは、「自分（委託者）の信頼できる人（受託者）に財産権を引き渡し、一定の目的（信託目的）に従い、ある人（受益者）のために、受託者とその財産（信託財産）を管理・処分する」制度として認められています。また、信託の主な機能は以下の 3 つです。

1) 財産管理機能—財産の管理処分権が受託者に与えられます。

2) 転換機能—信託財産が信託受益権という権利となり、信託の目的に応じた形に転換できます。

3) 倒産隔離機能—信託財産が委託者および受託者の倒産の影響を受けません。

こういった機能を活かして信託銀行は様々な信託商品を提供しており、今回の知財信託もそういった信託商品の中の 1 つであります。

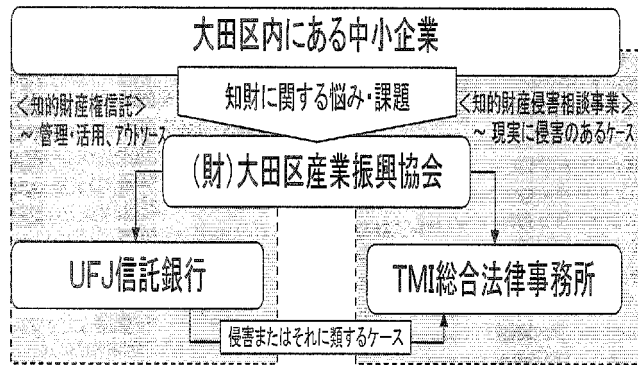
関係者との連携について

今回のスキームの特徴は、「財団法人大田区産業振興協会」⁽³⁾及び知的財産分野でパイオニア的な存在である「TMI 総合法律事務所」(以下、TMI)と連携を行い、三者で中小企業の悩み・課題に対応しそれぞれが役割分担を持っている点であります。(下記スキーム図参照)

(3) 財団法人大田区産業振興協会

1995年10月1日設立。高度な技術の集積を誇る大田区産業をより発展させるために、構造的変化に柔軟に対応できる実施組織として大田区により設立された公益法人

<スキーム図>

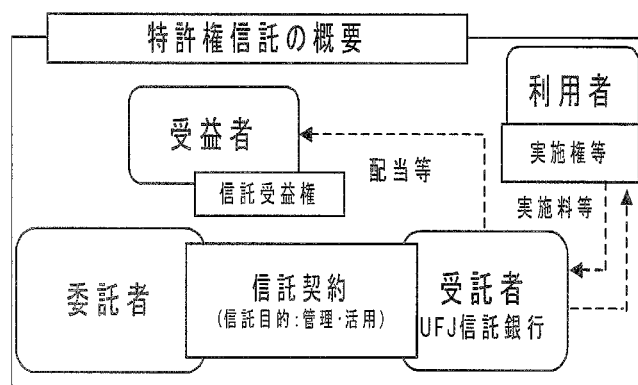


具体的には、まず大田区内の中小企業が持つ知的財産権（特許権）に関する悩みや課題に大田区産業振興協会が窓口となってサポートします。実際に侵害や訴訟が発生している場合には TMI に連携を行い、一方、特許権の管理及び活用のニーズがある場合には、「知財信託」の利用を検討します。

商品概要について

商品概要は下記図の通りであります。一言で言うと、「委託者（兼受益者）である大田区中小企業の特許権管理を受託者である UFJ 信託銀行が行う信託契約」であります。顧客である中小企業のメリットとしては、まず信託銀行に特許権の管理事務をアウトソースすることで、本業に集中できる点であります。さらにこのような信託契約を結ぶことで、「特許権の管理・防衛に十分ケアをしている」旨のアナウンスを対外的にすることになり、権利防衛に関して相応のプロテクト効果も期待できます。

<商品概要>



なお、今回のスキームは、知的財産権の中でも中小企業のもつ特許権にスポットを当てた商品であります。また、UFJ 信託銀行のみならず、先述のように大田区産業振興協会及び TMI でしっかりとフォーメーションを組んで運営する必要があるため、当面は大田区内にある約 5,000 社の中小企業を対象を限定したものととなっております。

最後に

「知財信託」の将来性について触れておきます。今回販売開始に当たっては、対象先や対象財産等を限定したパイロットモデルとして提供しますが、徐々に取扱業務も特許権の管理（ライセンス含む）から流動化（資金調達）への拡大を展望しています。流動化ニーズは中小企業だけでなく、個人・大企業等含めあらゆる関係者間で高まってきており、早期に市場の確立が必要だと考えられます。但し、流動化の場合には知的財産権そのものの評価の問題が出てきますので、統一された評価手法の確立が不可欠だと思われ、統一的な手法が確立されれば益々知的財産権分野に広がりが出てくるものと考えられます。

また、本件は大田区産業振興協会との協働によるスキームではありますが、他の自治体とも同様なスキームを作り対象先を拡大することも可能であり、さらに、特許権に限定している対象資産を著作権や意匠権等の財産権にまで拡大することも可能であります。今後対象先拡大についても併せて検討を進めていくつもりです。

UFJ 信託銀行は、この「知財信託」を機に知的財産権マーケットにおいて信託機能を活かし、従来対応できていなかった顧客ニーズをカバーすることで、信託制度の更なる発展に貢献したいと考えております。

その為には、今後「知的財産権の金融商品化」の実現を目指して検討を急ぐつもりであり、また顧客の工業技術やビジネス技術の価値を高める為、信託銀行としてもより高度な金融技術力が必要だと認識しております。

なお、改正信託業法が施行され「知財信託」を提供（トキワ精機様と 3 月 29 日付で国内初の第 1 号知財信託契約締結）できることになりましたが、検討を始めてから約 1 年以上、大田区産業振興協会様にはセミナーの開催、勉強会、企業訪問等を通じて多大な協力を頂戴し、そのお蔭をもってここまで漕ぎ着けたと感謝しております。

(原稿受領 2005.3.30)